

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程により、期末特別手当の額については、職務実績を勘案して増額又は減額することができるとしている。平成18年度においては、業績に反映する程度の特に出る顕著な職務実績はなく、他方、職務の遂行が不適切ということもなかったため、増額又は減額は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	・本給月額を引き下げ(約6.7%)(経過措置として新旧本給月額の差額を支給)
理事	・調整手当に替えて、特別調整手当を新設 ・本給月額を引き下げ(約6.7%)(経過措置として新旧本給月額の差額を支給)
理事(非常勤)	・調整手当に替えて、特別調整手当を新設 ・非常勤理事手当の新設
監事	・本給月額を引き下げ(約6.7%) ・調整手当に替えて、特別調整手当を新設
監事(非常勤)	・非常勤監事手当の引き下げ(約7.5%)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,119	千円 12,780	千円 5,678	千円 1,661 (特別調整手当)		
理事 (4人)	千円 68,962	千円 45,684	千円 19,382	千円 3,335 (特別調整手当) 213 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)	4月1日4名	3月31日3名
理事 (非常勤) (1人)	千円 960	千円 960	千円 ()	千円	4月1日1名	
監事 (1人)	千円 12,820	千円 8,736	千円 2,584	千円 1,136 (特別調整手当) 364 (通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 962	千円 962	千円 ()	千円	4月1日1名	

注:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	2,964 (58,568)	2 (37)	0 (3)	平成18年3月31日	-	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額も行わなかった。
理事B	2,520	2	0	平成18年3月31日	-	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額も行わなかった。
監事	2,340	2	0	平成18年3月31日	-	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額も行わなかった。

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

業務運営の合理化・効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員，国立大学法人，他の大学共同利用機関法人等の給与水準を考慮し，給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 昇級，昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては，勤務成績の評定の結果を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給 (昇級)	勤務成績が良好で，昇級基準に達している場合，その者の資格に応じて，1級上位の級に昇級させることができる。
本給 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし，昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて決定される昇給区分による。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額引き下げ(平均約4.8%)(経過措置として新旧本給月額の差額を支給)
- ・本給表の見直し(職務の級の統合・新設、従来の号給を4分割)
- ・調整手当に替えて、特別調整手当を新設
- ・本給の調整額について、調整基本額の引き下げ(平均約5.5%)
- ・従来の普通昇給と特別昇給を統合し、勤務成績に基づく昇給の区分を設けた昇給制度を導入
- ・勤勉手当について、勤務成績優秀者の人員分布を拡大

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

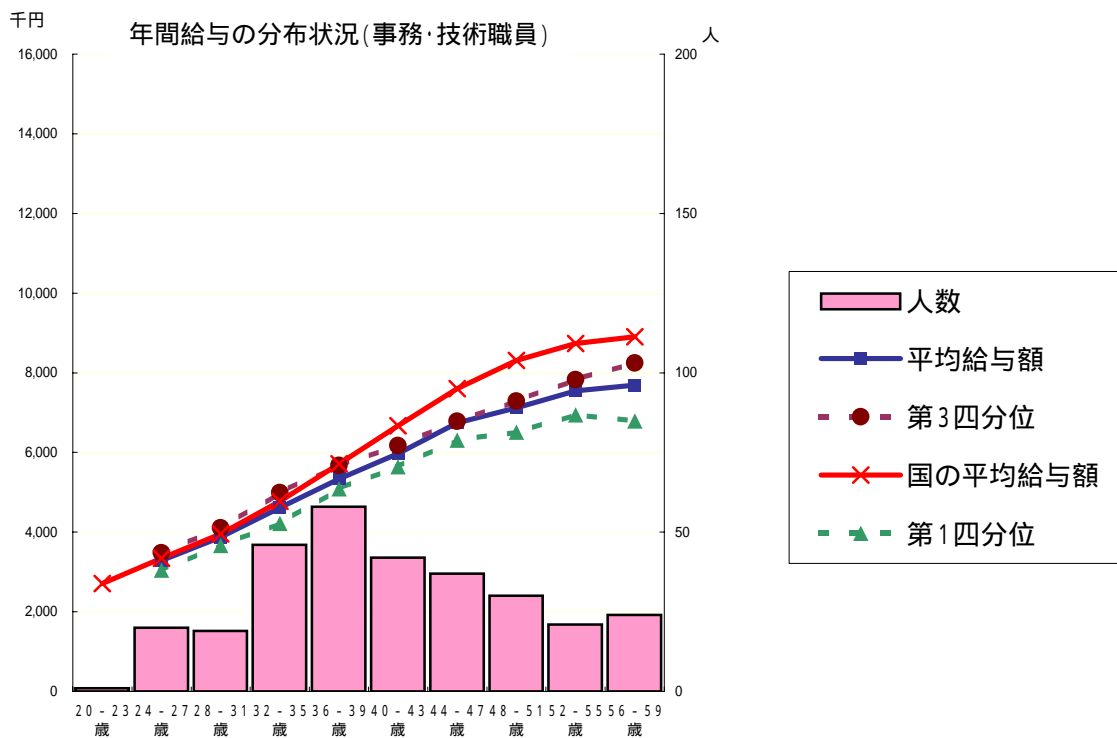
区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	744	44.0	7,464	5,413	125	2,051
事務・技術	298	41.6	5,929	4,348	153	1,581
教育職種 (大学教員)	444	45.6	8,502	6,134	106	2,368
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
在外職員	19	43.0	9,985	8,133	0	1,852
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	57	41.2	5,064	3,763	130	1,301
事務・技術	22	44.0	4,403	3,292	154	1,111
教育職種 (大学教員)	35	39.4	5,480	4,060	115	1,420
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

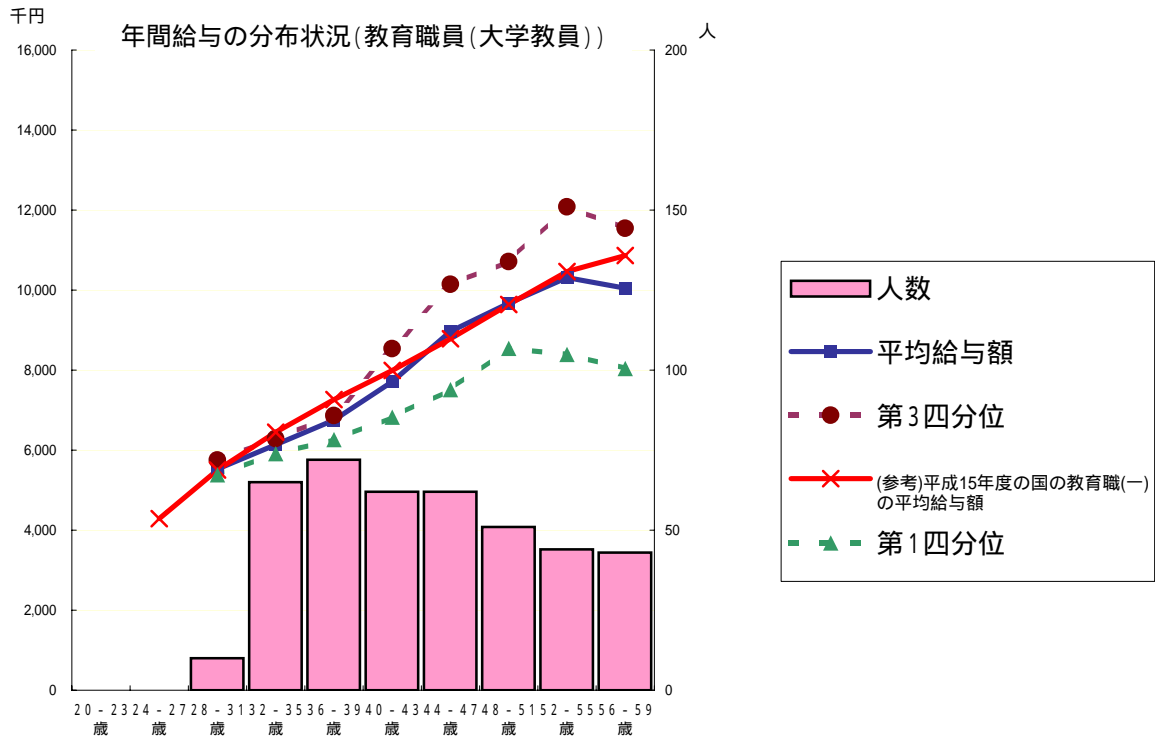
注2:事務・技術職員の年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	3	55.8			10,707		
課長	18	52.4	8,166	8,887	8,748	8,887	8,887
課長補佐	16	54.1	7,294	7,808	7,501	7,808	7,808
係長	94	46.0	5,799	6,767	6,318	6,767	6,767
主任	36	42.4	5,258	6,364	5,841	6,364	6,364
係員	131	34.8	3,851	5,314	4,637	5,314	5,314

注1:「課長」には課長相当職である「事務長」及び「主任技師」を含む。

注2:部長については、該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	109	54.2	10,647	11,510	12,335
准教授	118	47.4	8,447	8,834	9,249
助教	217	40.3	6,163	6,594	7,054

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長、主任	課長補佐、係長	課長、課長補佐
人員 (割合)	298 ()	24 (8.1%)	56 (18.8%)	172 (57.7%)	23 (7.7%)	8 (2.7%)
年齢(最高～最低)		31～22	36～27	59～35	59～50	57～41
所定内給与年額(最高～最低)		2,904～2,114	3,819～2,496	5,740～3,431	5,907～4,620	6,594～5,593
年間給与額(最高～最低)		3,851～2,889	5,174～3,411	7,794～4,754	8,276～6,492	8,864～7,669

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長、部長	局長	局長
人員 (割合)		13 (4.4%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		59～45	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,481～5,859	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		10,262～8,039	～	～	～	～

注:7級及び8級については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教、助手	准教授	准教授	教授
人員 (割合)	444 ()	0 (0%)	217 (48.9%)	0 (0%)	118 (26.6%)	109 (24.5%)
年齢(最高～最低)		～	60～30	～	62～36	64～41
所定内給与年額(最高～最低)		～	6,151～3,793	～	7,761～5,153	9,831～6,657
年間給与額(最高～最低)		～	8,419～5,155	～	10,801～7,138	14,056～9,424

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 47.3～31.6	% 43.5～28.8	% 45.3～30.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.7	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.3	% 32.8
	最高～最低	% 39.8～31.4	% 36.3～28.6	% 37.4～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.9	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.1	% 33.6
	最高～最低	% 46.7～32.2	% 44.2～29.6	% 43.7～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 39.6～31.6	% 36.3～29.0	% 37.4～30.4

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
对他の国立大学法人等

90.4
102.6

(教育職員(大学教員))

对他の国立大学法人等

96.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の教育職(一)との比較指標

97.0

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,767,076	千円 6,857,653	千円 (%) 90,577 (1.3)	千円 (%) 31,261 (0.5)
退職手当支給額 (B)	千円 404,107	千円 349,392	千円 (%) 54,715 (15.7)	千円 (%) 150,322 (59.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,402,436	千円 2,192,043	千円 (%) 210,393 (9.6)	千円 (%) 450,447 (23.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,035,293	千円 1,003,785	千円 (%) 31,508 (3.1)	千円 (%) 80,715 (8.5)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 10,608,912	千円 10,402,873	千円 (%) 206,039 (2.0)	千円 (%) 650,223 (6.5)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- (1) 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

「給与、報酬等支給総額」

前年度比 90,577千円減(1.3%減)

増減要因 ・退職した職員の一部について後任を補充しなかったため
・常勤役員1名を非常勤役員に振り替えたが、報酬体系及び業務従事日数が異なることから、役員報酬支給額が減ったため

「最広義人件費」

前年度比 206,039千円増(2.0%増)

増減要因 ・定年退職者等が多かったことによる「退職手当支給額」の増
・共同利用・共同研究の進展に伴う非常勤職員の採用増による「非常勤役職員等給与」の増
・非常勤職員の採用増に伴う社会保険料、雇用保険料の増による「福利厚生費」の増

- (2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

上記 及び の進ちょく状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	6,857,653千円
・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	6,767,076千円
・平成18年度までの人件費削減率	1.3%

(3)人件費削減の取組の状況(対人件費予算相当額)

・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	6,767,076千円
・平成17年度の「人件費予算相当額」	7,211,308千円
・人件費の削減率(対人件費予算相当額)	6.2%

法人が必要と認める事項

特になし